

# 経済産業省

20181225保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年1月11日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成31年1月11日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程(20170718 保局第1号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<p><b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)</b></p> <p>制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日                  20171102保局第2号 平成29年11月15日                  20180323保局第4号 平成30年 3月30日                  20181105保局第1号 平成30年11月14日                  20181210保局第1号 平成30年12月27日                  20181225保局第2号 平成31年 1月11日</p>	<p><b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)</b></p> <p>制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日                  20171102保局第2号 平成29年11月15日                  20180323保局第4号 平成30年 3月30日                  20181105保局第1号 平成30年11月14日                  20181210保局第1号 平成30年12月27日</p>
<p><b>(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>第72条関係</p> <p>1. <u>第72条第1項及び第2項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」とは、以下の要件を満たすものをいう。</u></p> <p><u>(1) 車両用圧縮水素の販売を行う圧縮水素スタンドにおいて、車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。</u></p> <p><u>(2) 車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、車両用圧縮水素の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般則第64条第2項第5号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。</u></p> <p><u>なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第20条の4に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。</u></p> <p><u>(3) (2)に基づく体制が、当該第一種製造者が定め、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た危害予防規程においても明記されていること。</u></p> <p>2. 第2項表中本規則の適用を受ける販売所は、第2項の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって第2項同表中下欄に掲げるガスの種類についてその種類ごとの製造又は販売に関する6月以上の経験（高圧ガスを直接取扱うことなく販売取次のみを行っている販売所の経験を含めて差し支えない。この場合、同じ販売方式の販売所においてのみ販売主任者に選任できることとなる。）を有する者を販売主任者として選任すべき旨を規定している。</p> <p>なお、本規則の適用を受ける販売所において液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を併せて販売する場合には、本規則による販売主任者の他に、液化石油保安規則により甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって液化石油ガスについての製造又は販売に関する6月以上の経験を有する者を販売主任者として選任しなければならない。この場合販売主任者が二つの規則に係る免</p>	<p><b>(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>第72条関係 [新設]</p> <p>第2項表中本規則の適用を受ける販売所は、第2項の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって第2項同表中下欄に掲げるガスの種類についてその種類ごとの製造又は販売に関する6月以上の経験（高圧ガスを直接取扱うことなく販売取次のみを行っている販売所の経験を含めて差し支えない。この場合、同じ販売方式の販売所においてのみ販売主任者に選任できることとなる。）を有する者を販売主任者として選任すべき旨を規定している。</p> <p>なお、本規則の適用を受ける販売所において液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を併せて販売する場合には、本規則による販売主任者の他に、液化石油保安規則により甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって液化石油ガスについての製造又は販売に関する6月以上の経験を有する者を販売主任者として選任しなければならない。この場合販売主任者が二つの規則に係る免状、経験を有している場合は一人の選任でよいので念のため。</p>

状、経験を有している場合は一人の選任でよいので念のため。	
------------------------------	--